

ご支援のお願い

日本消費者連盟では毎年2回（夏季と冬季）カンパをお願いしています。毎回多くの会員の方から温かいメッセージとともにカンパをいただき、日消連の運営および運動に使わせていただいている。今号でも冬季カンパをお願いしておりますが、それ以外に日消連を支援いただく方法がいくつかあります。ご自身に合った方法で無理のない範囲でご協力いただけますと幸いです。

- ①古本で寄付する「チャリボン」
- ②未使用切手のご寄付
- ③次世代育成カンパ



①古本で寄付する「チャリボン」

読まなくなった古本の代金が日消連に寄付される仕組みがあります。詳細は右ページをご覧ください。

②未使用切手の寄付

ご自宅で眠っている未使用の切手をご寄付いただけませんか。国や企業に質問状や要請書を送ったり、会員の皆さまへの「会員継続お願い」をお送りしたりと、毎年大量の切手が必要です。使わない切手がありましたら、ぜひ日消連にお送りください。古い切手や切手シートなど、未使用のものなら何でも構いません。封筒に入れてお送りください。ご協力をお願いいたします。

【送付先】〒169-0051 東京都新宿区西早稲田1-9-19-207 日本消費者連盟

③次世代育成カンパ

事務局員募集に併せて、今年4月から事務局体制強化のためのカンパをお願いしています。運動を支える事務局員が安心して働くため、運動をより一層活発にするため、次世代に繋げるカンパへのご協力を願いいたします。

【目標金額】200万円

【募集期間】2025年4月1日～12月31日

【振込み方法】クレジットカード決済または銀行振り込み

右のQRコードからご寄付いただけます（寄付募集専用サイト「コングラント」寄付決済ページに移動します）



遺贈・相続財産からのご寄付のお願い

日頃より日本消費者連盟を支えていただき、ありがとうございます。日消連では、財政の厳しさから毎年皆さまにご寄付のお願いをしています。そうした中、遺贈についてお問い合わせいただくことがありますので、改めてご説明するとともに遺贈や相続財産からのご寄付をお願いいたします。

遺贈とは、亡くなられた方からいただくご寄付です。日消連に遺贈をいただくためには、遺言書に明記していただくことが必要です。相続のトラブルとならないよう、公正証書遺言等に明記し、ご家族にも事前にお話ししていただけすると幸いです。

日消連では、遺贈をいただく方の遺志を尊重し、団体の理念と運動の精神に則って、運動のために使わせていただきます。また、相続を受けられたときに、受けられた遺産の一部を寄付していただくことも歓迎いたします。

日消連はこれからも消費者の生活と権利を守り、さまざまな課題に取り組んで参ります。皆さまには、いつまでもお元気で運動を支えていただけるよう願ってやみませんが、次の世代のための運動を続けていくための、最後のご支援についてもご検討いただければ幸いです。

よろしくお願いいたします。

2025年11月

特定非営利活動法人日本消費者連盟

<遺贈の一般的な流れ>

● 遺贈内容の検討

- ご自身がお元気なうちにご家族とよくご相談ください。ご家族の相続分に配慮されたうえで、遺贈分をご検討ください。
- 相続人がいない場合に、遺言書で指定がないと遺産は国庫に入ります。遺言書を残されることで使い道をお決めになれます。
- 日消連では、不動産等の遺贈はお受けできない場合がありますので、事前にご相談ください。
- ご遺族の意思で遺産の一部を寄付されるときは通常の寄付と同様にお願いいたします。
- 日消連は公益法人や認定NPO法人になっていないので、所得控除（寄付金控除）の対象ではありません。

● 遺言書の作成

- 遺言書には自筆遺言書と公正証書遺言書の2種類があります。
- 有効な自筆遺言書の作成には、細かい要件が法的に規定されています。
- 公正証書遺言書は公証人が法律に則って作成するので、無効になることはありません。

● ご逝去・遺贈

- ご逝去にともないご遺族等によって遺言書が確認され、遺贈がある場合には遺言執行者から遺贈先（日消連）に伝えられます。